平成２７年（フ）第４５７号
千葉県我孫子市湖北台７丁目17番61―204号
債務者　北山　晶子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５１０号
千葉県松戸市栄町７丁目576番地の５
債務者　國定　明美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５１１号
千葉県松戸市栄町７丁目576番地の５
債務者　國定　侑希
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６２４号
愛知県東海市名和町西萌山30番地の３　コーポラス・幸１―Ｃ、住民票上の住所愛知県東海市名和町口前後25番地の１　Ｇセブン205号
債務者　近藤　摂子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７０号
名古屋市天白区塩釜口１丁目829番地　コーポにしお105号
債務者　長谷川一麻
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９４号
川崎市川崎区渡田新町３丁目12番５号　コーポサトー　201
債務者　橘　　廣應
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４０６号
川崎市幸区中幸町１丁目46番地　駒村荘　203
債務者　牧野　　昇
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６１号
（住民票上の住所）川崎市多摩区菅馬場３丁目９番３号　ジュネス　102
債務者　小泉　友美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９９号
川崎市中原区上小田中２丁目36番11―２号
債務者　青木　瀬里
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０２号
川崎市中原区上小田中７丁目４番２号　アークハイム松原　202
債務者　谷田部裕子（旧姓高久）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
川崎市川崎区藤崎２丁目18番７―101号　エコーグリーン藤崎
債務者　水間美千代
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
川崎市川崎区小田４丁目35番13号　ネオステージ川崎小田　101、前住所川崎市川崎区日進町12番地11　ひまわり荘
債務者　高橋　　宏
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６１５号
名古屋市中川区万場４丁目909番地の１　プローテ201号、従前の住所名古屋市中川区吉津２丁目2202番地　ハイツアイリス201号
債務者　樋口明日奈（旧姓岩垣）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２６号
愛知県瀬戸市共栄通６丁目70番地　共栄ハイツ208、従前の住所愛知県瀬戸市上松山町２丁目296番地
債務者　柴田　忠道
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７１号
名古屋市千種区春岡２丁目15番５号　ＨＡＲＵ204号
債務者　有賀　　巌
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４３号
青森市長島２丁目７番７号
債務者　船水　惠子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係